

平成19年度税制改正に関する要望

平成18年 9 月 20 日

日本商工会議所

わが国経済は、全体としてはしっかりとした回復軌道に乗ってきたものの、依然として景気低迷を訴える地域や中小企業からの声も多い。また、原油価格の高騰や米国等海外経済の動向、ゼロ金利解除に伴う金利動向などの不安要因も存在している。さらには、社会保険料の引き上げや定率減税の廃止など制度改定に伴う国民の負担増により、回復しつつある個人消費に悪影響が及ぶことも懸念される。

わが国は現在、少子高齢化の進展やグローバル経済の中で台頭するアジア諸国等との競争激化など、幾多の喫緊の課題に直面している中、活力に溢れ、安全・安心で豊かな社会を構築するためには、その基礎として、「持続的かつ安定した経済成長」が重要であり、その実現のために官民をあげて取り組んでいかなければならない。

わが国経済の発展のためには、各地域が主体となって自らの創造力を発揮して地域経済を活性化するとともに、地域経済の活力の源泉であり全企業数の99%を占め雇用の7割を支える中小企業が今後ともわが国の成長力の源泉として大きな役割を果たすことが求められている。その実現のためには、中小企業の自助努力による技術革新や生産性向上を前提としつつ、果敢にチャレンジする中小企業を強力に支援する環境整備を図ることが必要である。とりわけ税制は、企業行動に直接の影響を与えることから、企業活力を増進しわが国の国際競争力の強化に資する見直しを図ることが必要である。

一方、経済状況や成長力の回復に遅れが見られる地域の経済を活性化させることも重要である。地域経済の発展を阻害する要因の除去に加え、各地域の自立に向けた前向きな行動を後押しする政策が必要であり、税制面での支援策も重要な鍵を握る。

なお、財政再建に関し、政府は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、歳出・歳入一体改革への取組みを明示し、2011年度までに国・地方の基礎的財政収支の黒字化を達成するためある程度踏み込んだ歳出削減目標を示しているが、歳出削減での不足分は歳入改革で対応するとしている。財政の健全化は不可欠であるが、国民や企業の負担増は、経済・社会に多大な影響を与えるので慎重に対応する必要がある、まずは経済成長の達成による税収の自然増を図ると同時に、徹底した歳出削減を行うことが重要である。

「経済成長なくして財政再建なし」という考えに立ち、成長力の強化を経済政策の基本に位置づけ、経済成長を促進するための税制措置を講じるべきであり、安易な増税等により、わが国の安定的な成長・発展を損ねてはならない。

以上の観点を踏まえ、日本商工会議所では、平成19年度税制改正にあたり、以下の事項の実現を強く要望するものである。

目 次

I. 重点要望項目

1. 中小企業等の競争力・成長力の強化

- (1) 包括的な事業承継税制の確立 4
- (2) 中小企業の自己資本充実等の経営基盤強化税制の是正・拡充 4
 - ①中小同族会社に対する留保金課税の廃止
 - ②地域資源活用企業化プログラムにおける税制措置
 - ③中小企業等基盤強化税制の延長
 - ④ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の維持・拡充
 - ⑤中小企業におけるリース取引の会計処理・税制上の取扱いの維持
- (3) 産業競争力・成長力強化のための法人課税の見直し 5
 - ①生産手段の新陳代謝の加速化のための減価償却制度の抜本的見直し
 - ②欠損金制度の改善
 - ③知的財産権の取得に係る税制措置
 - ④法人事業税の外形標準課税の撤廃
- (4) 中小企業が利用しやすい企業年金制度の構築 6
 - ①適格退職年金制度から特定退職金共済制度への年金資産の非課税での移換等
 - ②確定拠出年金の抜本的な見直し等中小企業が最適な企業年金制度を構築しやすい環境整備
- (5) 環境問題への対応と税制措置 7
 - ①環境税の導入反対および温暖化対策支援措置の充実
 - ②森林環境・水源税の導入反対

2. 地域経済の活性化

- (1) 土地税制等の見直し 8
 - ①固定資産税の負担軽減等
 - ②不動産の流動化促進に資する税制措置の実現
- (2) 住宅税制の拡充 8
- (3) 事業所税の廃止 9
- (4) 幹線道路網の早期整備および道路特定財源のあり方 9
- (5) 国と地方のあり方と税制 9
 - ①国庫補助負担金改革と税源移譲ならびに地方交付税改革について
 - ②地方の課税自主権について

3. 経済社会の変化への対応

- (1) 政策金融改革の新体制移行に係る税制措置 10
- (2) 少子化対策・子育て支援のための税制の充実 10
- (3) 非上場株式を含めた金融所得課税の一元化の推進 11
- (4) 寄附金税制の充実 11

(5) 個人所得課税	11
(6) 公平・公正・効率的な納税環境等の整備	12
①行政機関への電子申告・申請の推進	
②税と保険料の徴収一元化	
③納税者番号制度の導入	
(7) 活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施	12

II. 要望項目

A. 国 税

1. 所得税	13
2. 法人税	15
3. 相続税・贈与税	17
4. 登録免許税	17
5. その他	18

B. 地方税

1. 住民税	18
2. 事業税	19
3. 固定資産税・都市計画税	19
4. 不動産取得税	20
5. 事業所税	20
6. その他	20

C. その他

1. 環境問題への対応と税制措置	20
2. 幹線道路網の早期整備および道路特定財源のあり方	21
3. 国と地方のあり方と税制	21
4. 公平・公正・効率的な納税環境の整備等	21
5. 活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施	22

別 紙

平成19年度事業承継円滑化のための税制措置に関する要望	23
1. 包括的な事業承継税制の確立	24
2. 種類株式の評価方法の明確化	24
3. 相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件の緩和と非課税枠の拡大	24
4. 取引相場のない株式の評価方法の見直し	25

I. 重点要望項目

1. 中小企業等の競争力・成長力の強化

【年金関係のみ抜粋】

※「平成19年度税制改正に関する要望」および「平成19年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望」は、日本商工会議所のホームページ (<http://www.jcci.or.jp>) に掲載。

(4) 中小企業が利用しやすい企業年金制度の構築

①適格退職年金制度から特定退職金共済制度への年金資産の非課税での移換等

適格退職年金制度から特定退職金共済制度への年金資産の非課税での移換については、平成18年度税制改正の審議において法整備を前提として認められることとなり、現在、その法整備の検討が行われているところである。

適格退職年金制度は、平成24年3月末をもって廃止されるが、移行期間は残すところ6年を切っているにもかかわらず、未だ4万5千件以上の契約が残っているなど、加入している中小企業の対応は必ずしも十分とは言い難い。現在、適格退職年金制度の年金資産を非課税で移換できるのは、確定給付企業年金制度や確定拠出年金制度、中小企業退職金共済制度等に限定されており、特定退職金共済制度は移換先として認められていない状況にある。中小企業の多様なニーズに対応し、その利便性の向上を図るためには、適格退職年金制度からの移行先の選択肢を増やすことが是非とも必要であるとともに、適格退職年金制度の廃止まで残り6年を切っている中、早急な対応が必要である。

このため、受給権保護等、所要の措置を盛り込んだ特定退職金共済制度に係る法整備を早期に実現するとともに、適格退職年金から特定退職金共済制度への非課税での移換等のための退職金共済制度に係る税制上の所要の措置を講じるべきである。

②確定拠出年金の抜本的な見直し等中小企業が最適な企業年金制度を構築しやすい環境整備

適格退職年金制度からの有力な受け皿の1つである確定拠出年金制度は本年10月、施行後5年が経過し見直しの時期を迎える。中小企業における企業年金制度を充実させることは、国民の老後の生活の充実と安定につながることから、確定拠出年金制度の定着と発展を図るための抜本的な見直しなど、中小企業が最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備を図るべきである。具体的には、確定拠出年金制度の拠出限度額の一段の引き上げおよび中途引き出し要件の一層の緩和、確定拠出年金制度のマッチング拠出の認可等の支援措置を講じるべきである。

なお、年金課税の原則に反している特別法人税については、凍結期限の平成20年度末を待つことなく、直ちに廃止すべきである。

以上